

令和3年度

社会福祉法人三原村社会福祉協議会事業計画書

I 基本方針

少子高齢化や過疎化の進行、地域住民同士の支え合いの希薄化などによる社会的孤立の問題はもとより、新たに新型コロナウイルス感染症への対応など、社会情勢はめまぐるしく変動しています。それにより経済状況や雇用環境の厳しさが相まって、経済的困窮者や就労困難者への生活支援なども求められています。当村に於いても過疎化・子育てや介護をめぐる問題・生活困窮をはじめとする深刻な生活課題など、社会福祉制度の枠組みだけでは対応することが難しい課題が顕在化しています。このような状況の中、本会では新しい生活様式を取り入れ、地域における福祉活動の指針となる「三原村地域福祉計画・活動計画」を軸として、住民一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もが対等な関係で、住み慣れた地域で安心、安全、快適に暮らし続けることの実現に向け支援してまいります。更に各地域・団体が取り組もうと発信するアクションプランの推進や、多くの活動に対し、地域福祉を推進する中核的な団体として当協議会がその機能を発揮し、村民の皆様信頼される「社協」となり行政・地域住民・関係諸団体との連絡調整を担い、安心して暮らせる地域づくりを目指して地域福祉活動の実践を推進してまいります。

II 重点目標

1. 第3期地域福祉計画・活動計画の策定
2. 関係諸団体との連携した事業の推進
3. 住民参加による生活援助等の地域福祉の推進
4. 介護保険制度、及び障害者総合支援制度に関する事業の推進
5. 介護予防・日常生活支援総合事業等に関する事業の推進
6. あったかふれあいセンター事業拠点体制づくり強化
7. 総合相談窓口体制づくり
8. 事務局体制づくり

III 事業計画

1. 第3期地域福祉計画・活動計画の策定

第2期三原村地域福祉計画活動計画の実践から第3期策定の時期を迎えたので地域住民と行政と共に第3期地域福祉計画・活動計画の策定実践に取り組んでいきます。

2. 介護保険事業

- ① 訪問介護事業・通所介護事業

【通所介護事業は、毎週月曜日・水曜日・木曜日・金曜日（但し、土曜日・

日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日は除く)】

要介護状態又は、要支援状態となった利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行い、利用者の心身機能の維持を図るとともに、介護者の負担の軽減を図っていきます。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防訪問介護事業・介護予防通所介護事業

【通所介護事業は、毎週月曜日・水曜日・木曜日・金曜日（但し、土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日は除く）】

要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して、身体介護その他の生活全般に渡る援助をとった利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう図っていきます。

4. 安心生活創造推進事業

見守り体制の充実を図り福祉課題が迅速に解決に向かう仕組みづくりと福祉課題に向けた住民主体の取り組みが振興されるよう地域支援をしていきます。

5. あったかふれあいセンター事業

地域福祉コーディネーターを中心に全地域を対象に個別訪問を実施し地域の課題やニーズを把握し生活支援をしていく。また、65歳以上の高齢者を対象に把握したニーズを元に包括支援センターと定期的にケース会議を開催し、情報交換しながら個別支援の方針に沿って支援していきます。

第2期地域福祉計画・活動計画の4年目となる今年度は、地域住民主体による自主的な活動が定着するように支援していきます。

住民参加型まちづくり普及啓発事業として、地域住民による住民とのふれあいを目的としたイベントの継続支援や新たな取り組みに対し支援を行っていく。また、実施したイベント等については活動報告書を作成し、住民に周知していきます。

「集い」においては、13の地区集会所を中心に、月1回ないし2回実施し、「訪問」活動は週2日以上、「配食サービス」を毎週水曜日・金曜日（但し、祝祭日・12月29日から1月3日は除く）行っていきながら見守りを兼ね、信頼関係を築いていきながら住民の生活課題などを聞き取り支援していきます。

6. 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携、住民主体の協議体の「なごみのわ」を毎月1回開催し地域住民からの地域の情報と、関係機関が保有している情報を共有しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進により、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備が出来るよう

取り組んでいきます。

7. 募金関係

- ① 共同募金目標額達成
- ② 日赤社資の目標額達成

8. 生活福祉資金貸付事業（県社協委託）

他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害をもつ方の世帯等を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助を行うことにより自立への支援を行っていきます。

9. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業：県社協委託）

認知症や知的・精神障害等により判断能力に不安がある方への日常の金銭管理や福祉サービス利用についての援助及び書類預かりなどにより、安心して日常生活が送れるようお手伝いしていきます。

10. 生活困窮者自立支援事業

村内において現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性がある者で自立（就労意欲）が見込まれる者に対し、管内保健所等関係機関と連携しながら「自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する。）」を実施し支援していきます。

11. 心配ごと相談所の開設（年6回）

行政・人権相談員と連携、協力のもとに相談事業の充実を図っていきます。

12. 福祉ふれあい運動会

三原村文化協会と連携を図り全地域住民対象に行います。

13. 福祉器具の無料貸し出し等（介護保険対象外）

電動ベッドや車椅子の貸し出しや、紙おむつなどの斡旋をしていきます。

14. 福祉教育

小学生対象に車椅子体験学習、中学生を対象に高齢者疑似体験を行い、福祉について学んでもらいます。

15. 関係諸団体等と連携を図り事業の展開

各種団体等の弱体化の解消を図るため、各種団体等と連携を図りながら円滑な事業の推進に協力していきます。